

## 三次市果樹・花き生産振興支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、農業所得の向上と産地化を推進するため、果樹（ぶどうをいう。以下同じ。）又は花き（菊をいう。以下同じ。）の新規植栽条件整備、施設整備及び機械等の購入に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住し、市内の自己所有地又は利用権が設定された農地において、果樹又は花きを継続して3年以上生産及び出荷し、規模拡大を行う者又は今後行おうとする者
- (2) 個人にあっては世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等（以下「市税等」という。）を完納し、法人にあっては当該法人が補助金交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納していること。

### (補助対象事業及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金額は別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

### (補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、三次市果樹・花き生産振興支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、市長が添付書類により証明すべき事実関係を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業着手前の現況写真
- (4) 事業実施位置図
- (5) 営農計画書の写し又は農地等の地名、地番、面積及び作物が確認できる書類

(6) 事業に要する経費の見積書の写し

(7) 個人情報閲覧に関する同意書

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第5条 市長は、前条の申請について内容を審査のうえ、相当と認めるときは、補助金額を決定し、三次市果樹・花き生産振興支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第6条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ三次市果樹・花き生産振興支援事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金変更交付申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、相当と認めるときは、補助金額を変更決定し、三次市果樹・花き生産振興支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに三次市果樹・花き生産振興支援事業補助金実績報告書(様式第5号)(次条において「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象事業に係る領収書又は納品書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額確定等)

第8条 市長は、前条の実績報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、三次市果樹・花き生産振興支援事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金額の確定について、必要に応じ現地において検査するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、遅滞なく三次市果樹・花き生産振興支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（遵守事項）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業を完了した年度の翌年度から起算して3年以上は、対象となる作物の栽培を継続することとし、事業が完了した年度から3年間、三次市果樹・花き生産振興支援事業実施状況報告書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を整備し、補助事業完了後5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (3) 交付決定年度から起算して3年以内に離農したとき。
- (4) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市果樹・花き生産振興支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助金の交付を受けた者に補助金交付決定の取消しを通知するものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の三次市果樹・花き生産振興支援事業補助金交付要綱（平成28年三次市告示第87号）の規定により申請があった、又は交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

（告示失効後の経過措置）

4 第10条から第12条までの規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和6年3月27日告示第99号）

この告示は、令和6年3月30日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象作物	事業内容	対象要件	補助金額等
果樹	(1) 植栽条件整備事業 水田や畑地等のほ場の改良・整備，かん水施設整備，種苗購入等，果樹を新規に植栽するための条件を整備する事業	新規植栽又は規模拡大を行う者の作付面積は，10アール以上とする。ただし，農業生産法人又は農業参入企業は30アール以上とする。	【補助率】 各事業の実施に要した経費から，消費税及び地方消費税相当額を控除した額の2分の1以内とする。ただし，農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の農業経営改善計画の認定を受けている農業者（以下「認定農業者」という。）及び同法第14条の4の青年等就農計画の認定を受けている農業者（以下「認定新規就農者」という。）は，各事業の実施に要した経費から，消費税及び地方消費税相当額を控除した額の3分の2以内とする。補助金額に千円未満の端数が生じる場合は，これを切り捨てる。
	(2) 機械等購入事業 果樹の生産・出荷に必要な機械等（別表第2に掲げる機械等）を新たに購入して作業を実施する事業		
花き	(1) 植栽条件整備事業 水田や畑地等のほ場の改良・整備，かん水施設整備，種苗購入及び許諾料支払等，花きを新規に植栽するための条件を整備する事業	新規に植栽を行う者，規模拡大を行う者の作付面積は，5アール以上とする。	【補助上限額】 (1)については，単年度100万円とし，認定農業者及び認定新規就農者については単年度300万円とする。 (2)については，単年度100万円とする。 機械等購入事業の申請は，1回限りとし，次年度以降は対象外とする。
	(2) 機械等購入事業 花きの生産・出荷に必要な機械等（別表第2に掲げる機械等）を新たに購入して作業を実施する事業		

別表第2（第3条関係）

補助対象機械等一覧

対象作物	施設名称	機械等名称
果樹	トンネルハウス	糖度測定器
	果樹棚	防除機（スピードスプレーヤー等）
	スプリンクラー	低床トラクター
	防風ネット	
	農薬飛散防止ネット	
	その他，生産・出荷に必要と認められる施設，機械等	
花き	支柱	防除機（自走式）
		選別機
		乾燥機
		保冷库
		その他，生産・出荷に必要と認められる施設，機械等